

福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス）交付要綱

（通則）

第1条 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス）（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者が行うノンステップバスの導入事業及びバスターミナル事業を営む者が行う低位型自動券売機の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、バス車両のバリアフリー化やバスターミナルの移動等円滑化の促進を図ることを目的とする。

（補助対象事業等）

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象事業者及び補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、本市の市税を滞納していない者とする。

（補助金の額）

第4条 ノンステップバス及び低位型自動券売機の導入事業に対し、市が交付する補助金の額は、別表2に定める額以内とする。

- 2 前項のノンステップバスについて、通常車両価格は別表3に定めるとおりとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な場合を除き、様式第3による交付決定変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 市長は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、速やかに補助対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、取り消した場合は、様式第5により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合には、すみやかに様式第6による状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第13条 補助対象事業者は、市長から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第14条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を得られなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱の規定に違反すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、様式第5により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得した時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、5年間保存しておかなければならない。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、取得財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過したときは前項の限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第10による財産処分承認申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(利用状況の報告)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後に市長から指示があった場合は、当該補助事業に係る施設の利用状況等について市長に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第22条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第23条 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス）の交付に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成25年度の予算に係る福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成26年度の予算に係る福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金（バス）から施行する。

(期間)

3 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成26年度の予算に係る福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(バス)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

別表 1

補助対象事業者	補助対象経費
一般乗合旅客自動車運送事業者	バス車両の移動円滑化に要する経費 (ノンステップバスの導入に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格をいう。ただし、消費税額を除く。)
バスターミナル事業を営む者	バスターミナルの移動等円滑化に要する経費 (低位型自動券売機の導入に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る))

(注)

ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日国自技第49号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。

別表 2

補助対象経費の区分	補助金の額
ノンステップバス	ノンステップバスについては、次のイからハに掲げる額のうち、最も低い額以内とする。 イ 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額 ロ 補助対象経費と通常車両価格との差額に2分の1を乗じて得た額 ハ 補助対象となる車両台数に140万円を乗じて得た額
低位型自動券売機	第3条第2項に定める補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。

別表 3

車両の長さ	通常車両価格 (車両 1 台あたりの価格)
7 m未満	1, 3 4 0 万円
7 m以上 9 m未満	1, 5 4 0 万円
9 m以上	1, 8 8 0 万円

(注)

ただし、初度登録年月から 5 年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は 0 円とする。

なお、これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。